

## 一般社団法人日本フードカルチャー協会 入退会等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、一般社団法人日本フードカルチャー協会(以下「当法人」という。)の会員の入会及び退会並びに会費に関して必要な事項を定めるものとする。

### (会員の種別)

第2条 会員の種別は定款第7条の規定によるものとする。

### (入会手続き)

第3条 会員になろうとする個人又は団体は、当法人所定の入会申込書 正・準会員は(第1号様式)、賛助会員は(第2号様式)を提出しなければならない。

2 入会の可否は理事会において決定する。

### (会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿(第3号様式)、(第4号様式)に登録する。

2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取扱わなければならない。

### (会費)

第5条 会員は、社員総会において別に定める会員種別に応じた会費を納入しなければならない。

### (中途入会の会費)

第6条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年額の全額とし、下半期(10月から3月まで)の場合は年額の半額とする。

### (会費の納付)

第7条 会費は当法人の請求に基づき当該事業年度の5月末までに一括して納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に当法人の請求に応じて会費を納入するものとする。

### (会費の返還)

第8条 定款第9条による年度中途の退会や定款第10条及び第11条の規定により除名もしくは会員資格を喪失した場合でも、一度納入された会費は返還しないものとする。

### (任意退会、事由及び手続)

第9条 会員は、退会届(第5号様式)を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会した時は、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第10条の規定により除名された場合、もしくは定款第11条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

4 前各号により会員資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。

### (理事会への報告)

第10条 会員の入退会状況については適時理事会へ報告しなければならない。

### (規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は理事会の過半数の決議をもって行うものとする。

### 附則

この規則は、平成26年12月24日から施行する。

## 一般社団法人 日本フードカルチャー協会

(全国食育体験活動、食文化継承推進センター)

## 賛助会員 入会申込書

入会をご希望の方は下記の必要事項をご記入の上、当法人までFAXまたは郵送にてお送りください。

ご記入日:平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

一般社団法人 日本フードカルチャー協会

代表理事 齋藤 雄大 殿

貴法人の賛助会員として入会いたしたく、入会申込書を提出いたします。

入会承認の際には、入会金及び毎年の年会費を遅滞なく納入し、法令、定款、規則を順守することを誓約いたします。

■どちらかに○を付けて下さい。

・個人会員 会費10,000円

・団体、企業会員 会費30,000円

個人会員 にお申込みの方はこちらにご記入ください

(ふりがな)		性別	・男性	年代	・～20代	・30代
氏名			・女性		・40代	・50代
職業	・学生 ・会社員 ・公務員 ・自営業 ・その他( )					
(ふりがな)						
住所	〒					
TEL			FAX			
E-mail						

ホームページ・会員名簿「賛助会員のご紹介」への氏名掲載について ・承諾します ・承諾しません

団体、企業会員 にお申込みの方はこちらにご記入ください

(ふりがな)						
団体企業名						
(ふりがな)	団体の業種					
代表者の氏名			・一般企業	・公的・行政機関		
(ふりがな)			・NPO法人	・学校など教育機関		
住所			・任意団体	・サークル	・その他( )	
(ふりがな)						
住所	〒					
TEL			FAX			
E-mail						

ホームページ・会員名簿「賛助会員のご紹介」への氏名掲載について ・承諾します ・承諾しません

お振込口座

ちば興業銀行 勝田台支店(店番462) 普通口座1110362  
 名義：シヤ)ニホンフードカルチャーキョウカイ  
 (一般社団法人 日本フードカルチャー協会 代表理事 齋藤雄大)

**一般社団法人 日本フードカルチャー協会**

(全国食育体験活動、食文化継承推進センター)

**協賛申込書**

協賛をご協力いただける方は必要事項をご記入の上、お手数ですが当法人までFAXまたは郵送にてお送りいただき

下記の口座までお振込みをよろしく願いいたします。ご協力、ご支援心より感謝いたします

ご記入日:平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

一般社団法人 日本フードカルチャー協会

代表理事 齋藤 雄大 殿

貴法人の食育活動及びイベントに賛同し協力するため協賛申込書を提出いたします。

■どちらかに○を付けてお申込み数をお書き下さい。

一般協賛金 5万円/口

お申込み口数 \_\_\_\_\_ 口

広告協賛金 15万円/口

お申込み口数 \_\_\_\_\_ 口

**個人協賛** にお申込みの方はこちらにご記入ください

(ふりがな)		性別	・男性	年代	・～20代	・30代
氏名			・女性		・40代	・50代
職業	・学生    ・会社員    ・公務員    ・自営業    ・その他(                    )					
(ふりがな)						
住所	〒 _____					
TEL		FAX				
E-mail						

ホームページ・各種広告にてご協賛のご紹介の氏名掲載について    ・承諾します    ・承諾しません

**団体、企業協賛** にお申込みの方はこちらにご記入ください

(ふりがな)						
団体企業名						
(ふりがな)		団体の業種				
代表者の氏名		・一般企業	・公的・行政機関			
(ふりがな)		・NPO法人	・学校など教育機関			
		・任意団体	・サークル	・その他(                    )		
住所	〒 _____					
TEL		FAX				
E-mail						

ホームページ・各種広告にてご協賛のご紹介の氏名掲載について    ・承諾します    ・承諾しません

お振込口座

ちば興業銀行 勝田台支店(店番462) 普通口座1110362  
 名義：シヤ)ニホンフードカルチャーキョウカイ  
 (一般社団法人 日本フードカルチャー協会 代表理事 齋藤雄大)